

「出雲市会計年度任用職員（子ども・若者支援センター相談員（心理系））」 募集要項

1. 職種

子ども・若者支援センター相談員（心理系）（相談専門員）

2. 業務内容

出雲市子ども・若者支援センターにおける相談支援業務（面接等相談業務、体験活動支援業務）

3. 勤務場所

出雲市子ども・若者支援センター（出雲市今市町北本町1丁目7番地）

4. 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※勤務実績等を踏まえて再度任用される場合があります。

5. 採用予定人数

1人

6. 応募資格

- ・年齢、学歴は問いません。
- ・臨床心理士、公認心理師またはこれらの資格取得を目指し心理相談業務に意欲のある方。
- ・普通自動車運転免許（A T限定可）を有すること。
- ・パソコンの基本操作（Microsoft Word、Excel）ができること。
- ・地方公務員法第16条（下記）に該当しない方。
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方。
 - ② 出雲市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方。
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

7. 募集期間

令和8年1月28日（水）～令和8年2月10日（火）

※応募者多数の場合は、募集を予告なく締め切る場合があります。

※受付時間は8時30分から17時15分まで。（土・日・祝日を除く）

※郵送の場合は令和8年2月10日（火）必着。

※郵送の場合は、封筒の表に「子ども・若者支援センター相談員（心理系） 受験申込」と朱書きし、書留としてください。

8. 提出書類

履歴書 1 部 (市販のもので可)

※写真の裏面に氏名を記入して貼り付けてください。

9. 受付場所 (郵送先)

693-8530

出雲市今市町 70 番地

出雲市役所市民活動支援課青少年支援係

10. 試験日時

令和 8 年 2 月 27 日 (金) 午前 ※時間は別途お知らせします。

11. 試験会場

出雲市役所 3 階 301 会議室

12. 試験内容

面接試験 (個別面接)

13. 勤務条件

(1) 勤務日数

17 日／月勤務 (4 日程度／週勤務)

(2) 勤務時間

08 時 30 分～17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)

(3) 報酬

9,323 円／日～11,471 円／日

※学歴・職歴に応じて決定します。

(4) 通勤手当

3,300 円～24,500 円

※2km 以上が対象で、距離区分に応じて支給。

※定期券利用者は 150,000 円以内で勤務日数に応じて支給。

(5) 期末手当・勤勉手当

あり

(6) 退職手当

なし

(7) 休暇

年次有給休暇、夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、介護休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児休業、私傷病休暇など

(8) 福利厚生

① 健康保険 (共済組合) あり

② 厚生年金保険 あり

③ 雇用保険 あり

④ 公務災害補償	あり
⑤ 駐車場	あり (使用料 2,800 円／月)

14. その他

- ・令和 8 年度出雲市一般会計当初予算が成立してから正式採用（任用）となります。
- ・任用開始から 1 か月間は条件付採用期間となります。

- ・本業務へ従事するにあたっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

15. 問い合わせ先

〒693-8530

出雲市今市町 70 番地

出雲市役所市民活動支援課青少年支援係（担当：大場）

電話 0853-21-6297